

(8) 農村計画課



やまがたの棚田20選 大蔵の棚田

【継続】中山間地域等直接支払制度費

概要

○農業生産条件の不利な中山間地域等における、集落等を単位とした農用地を維持・管理していくための、協定に基づく農業生産活動等への支援

予算額（当初）：1,023,279千円

事業期間：平成12年度～

背景／課題

- ・中山間地域等では、平地に比べ自然的、経済的、社会的条件が不利
- ・担い手の減少、耕作放棄地の増加等により、農業・農村が有する水源涵養機能、洪水防止機能等の多面的機能が低下し、国民全体にとっても大きな経済的損失の懸念
- ・中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じ、多面的機能を確保する必要がある

事業内容

○対象地域

「特定農山村法」「山村振興法」「過疎法」「棚田地域振興法」等の法指定地域及び地域の実態に応じて都道府県知事が指定する地域（特認地域）

○対象農用地

農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存する一団（1ha以上）の農用地で、傾斜基準等を満たすもの

○主な交付単価（10aあたり）

- ・通常単価 田：急傾斜（1/20以上） 21千円、緩傾斜（1/100以上） 8千円
畑：急傾斜（15°以上） 11.5千円、緩傾斜（8°以上） 3.5千円
- ・加算措置 棚田地域振興活動加算 田、畑 10千円（急傾斜）、14千円（超急傾斜）
超急傾斜農地保全管理加算 田、畑 6千円
ネットワーク化加算 地目に関わらず 10千円（最大）
集落機能強化加算にかかる経過措置 地目に関わらず 3千円
スマート農業加算 地目に関わらず 5千円

○交付対象者

集落協定等に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等

○対象となる活動

協定に基づき実施する次の活動

- ①農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄地の発生防止活動等）
- ②体制整備のための前向きな取組み（ネットワーク化活動計画の作成）

なお、①+②実施の場合は通常単価、①のみ実施の場合は通常単価の8割

事業スキーム

中山間地域での農業生産活動等の継続

国土保全を含め農業の有する多面的機能の発揮

補助要件等

- ・負担率：国 1/2
（※） 県 1/4
市町村 1/4
※特認地域の場合は各 1/3
- ・対象者：集落協定等に基づき5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として以下の事業と連動して実施

- ◇ 多面的機能支払交付金
- ◇ 環境保全型農業直接支払交付金

事業目標

- ・中山間地域の農地保全取組面積 R6（目標設定時）9,038ha ⇒ R11（目標）9,114ha

問い合わせ先

- 担当課：農村計画課 中山間・棚田振興担当
- 電話：023-630-2218

【継続】やまがた未来くる農村イノベーション関係事業

新しい地方経済・生活環境創生
交付金活用事業

概要

- 中山間地域の集落等における農業生産活動等の維持・発展に向けた取組みへの総合的支援
- 意欲ある地域の発展に向けた、外部とのつながりによる新たな発想や行動の促進と、地域内部のつながり強化への支援

やまがた未来くる農村イノベーション事業
予算額（当初）：54,977千円
事業期間：令和6年度～

元気な農村づくり総合支援事業
予算額（当初）：6,486千円
事業期間：令和3年度～

背景／課題

- 農山村では、営農・生産条件が不利
- 高齢化、働く場の減少等による若者の流出
⇒担い手の減少、集落機能の低下、働く場の不足 など
- 多様な地域活性化・維持の手法が存在

地域農業を維持・発展させていくために、

- ①所得と雇用機会の確保
- ②定住・営農継続に向けた条件整備
- ③地域を支える地域内の活力の創出

に向けた取組みを進めていくことが求められている

事業内容・事業スキーム

機運醸成

○シンポジウム等の開催

- ・地域活性化の先進的な取組みに関する基調講演や事例報告等を通して、地域づくりの取組みを拡大

○地域づくり人材の育成

- ・地域のやる気を引き出し、官民一体となった地域振興を目指すため、地域住民に寄り添いながら、地域づくりを一貫してコーディネートできる人材を育成するための研修を開催

合意形成支援

○行動計画の策定

- ・集落・組織等における話し合いによる将来像の共有を図るため、ワークショップの開催等を通して、地域における行動計画（実践的集落戦略など）の策定を支援

- ・現役世代である高齢者と若者世代が、地域の農業について徹底的に話し合い、合意形成するための環境整備を実施

- ・市町村が中心となる地域づくりの取組みへ助言等を実施

立ち上げ・芽出し支援

○スタートアップ支援

- ・行動計画に掲げた将来像などの実現に向けて、農業生産活動等の維持・発展に向けた新たな取組みの立ち上げ（試行）を支援

【補助率等】

定額
（補助金額上限250千円）

【事業の流れ】

県 → 集落・組織

持続可能な農村地域の形成

○企業とのマッチング機会の提供及び試行的協働への支援

- ・集落等と企業とのマッチングの場を設け、継続的な交流や新たなビジネスの創出など外部との連携に向けた支援
- ・地域課題の解決に向けて、企業との試行的協働に取り組む集落等に対する補助

【補助率等】1/2（補助金額上限 500千円）

【事業の流れ】県 → 集落等

○農村RMO形成支援

- ・地域の協議会等による地域の話し合いを通じた農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る将来ビジョンの策定等の取組みを支援

【交付率等】

一般型：定額（上限10,000千円×年）等 3年間
活動着手支援型：定額（上限2,000千円）1年間

【事業の流れ】

国 → 県 → 地域協議会等

- ・農村RMOに取り組む地域を伴走支援する体制を構築

※農村型地域運営組織（農村RMO）
複数の集落の機能を補完し、農地保全と農業を主軸に生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組みを行う組織

事業目標

- ・活力ある地域づくりの実践に取り組む件数（累計）
R6（直近：H26～R6）91件 ⇒ R10（目標：H26～R10）155件

問い合わせ先

- 担当課：農村計画課 農村づくり担当
- 電話：023-630-2218

【継続】多面的機能支払交付金

概要

○農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に向けた、地域における共同活動への支援

予算額（当初）：3,710,322千円

事業期間：平成26年度～

背景／課題

- ・農業・農村は、水源涵養や自然環境の保全など、多面的機能を有しており、国民全体が利益を享受
- ・農村地域の高齢化、人口減少等により、多面的機能の発揮に支障をきたす懸念
- ・水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害される懸念
- 多面的機能を適切に維持・発揮するための地域活動を支援

事業内容

1 農地維持支払交付金

- 対象組織 農業者等で構成される組織
- 対象となる活動
 - ・地域資源の基礎的な保全活動（水路の泥上げ、農道の草刈、農道の除排雪、小規模な災害復旧、鳥獣防護柵の管理等の多面的機能を支える共同活動）
 - ・農村の構造変化に対応した体制の充実・強化等
- 交付金額 《10aあたり》 田3,000円、畑2,000円、草地250円

2 資源向上支払交付金

（1）地域資源の質的向上を図る共同活動

- 対象組織 農業者と地域住民で構成される組織
- 対象となる活動
 - ・施設の軽微な補修（水路の破損個所の補修、農道の路肩・路面の補修等）
 - ・農村環境保全活動（生態系保全活動、景観形成のための植栽活動、環境負荷低減の取組み、田んぼダムの取組み等）
 - ・多面的機能の増進を図る活動
- 交付金額 《10aあたり》 田2,400円、畑1,440円、草地240円（田1,800円、畑1,080円、草地180円）
※（ ）内は、活動を5年以上継続している地区で基本単価の75%
- 加算措置
 - ・多面的機能の更なる増進に向けた活動支援 田400、畑240、草地40（円/10a）
 - ・水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進 田400（円/10a）
 - ・環境負荷低減の取組への支援
長期中干し800（円/10a）、冬期湛水4,000（円/10a）、夏期湛水8,000（円/10a）、中干し延期3,000（円/10a）、江の設置等4,000（円/10a）等
 - ・組織の体制強化への支援 40万円/組織

（2）施設の長寿命化のための活動

- 対象組織 農業者等で構成される組織（1と同じ）
- 対象となる活動 農地周りの農業用排水路や農道などの施設の補修・更新
- 交付金額 《10aあたり》 田4,400円、畑2,000円、草地400円

事業スキーム

農村地域の
共同活動の
継続

農業・農村
の有する多
面的機能の
維持・発揮

補助要件等

- ・負担率：国 1／2
県 1／4
市町村 1／4

「農業の有する多面的機能の発揮に関する法律」に基づく制度として以下の事業と連動して実施

- 中山間地域等直接支払交付金
- 環境保全型農業直接支払交付金

事業目標

・活動組織における非農業者の参加割合 R5（直近）31.4% ⇒ R8（目標）35.1%
※山形県農業農村整備長期計画

問い合わせ先

- 担当課：農村計画課 農村保全担当
- 電話：023-630-2218

【継続】地域ぐるみ農地管理支援事業費

概要

○多様な地域住民の話し合いにより策定した農地保全・管理実行計画に基づき、農地管理における省力化機材の導入支援と人材確保の体制を整備

予算額（当初）：3,554千円

事業期間：令和5～7年度

背景／課題

【背景】

- ・高齢化や若者等の都市部への流出により、農村の人口減少が進行し農業後継者も不足
- ・農村づくりの話し合いの中で最も課題となるのが労力を必要とする農地管理

【課題】

- ・地域の農地を管理するには農業者以外を含む地域ぐるみの話し合いが必要
- ・管理の省力化とそれを担う人材確保の仕組みづくりが必要

事業内容

1 管理機材導入支援

○事業実施主体

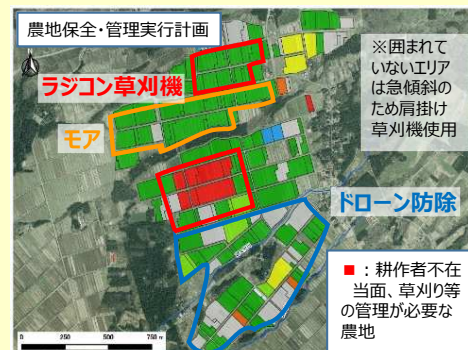
農業者及び地域の若者、女性、退職した世代など多様な人材が参加した地域の話し合いにより、農地保全・管理実行計画を作成する集落等

○事業内容

農地保全・管理実行計画に基づく農地の保全・管理作業に必要な最新機材等の導入や機材等導入のための資格講習の受講経費を支援

○補助額

事業費の1／3



農業者のみの草刈り

地域外からの参加

急傾斜箇所の草刈り

省力化機材による作業

事業スキーム

地域みんなで話し合い

農地管理における省力化と人材確保

省力化

○地域条件を考慮した必要機材の検討

人材確保

○農業者以外の人材の受入れ
 (若者) 体力・新技術ノウハウ
 (地域内の非農業者) 愛着
 (地域外の方) 社会貢献・ストレス発散・農産物還元

農地管理計画策定

農地管理機材の購入支援
 (ラジコン草刈機・ドローン・アシストスーツ・モア 等)

連携組織体制 人材活用ネットワークの構築

事業目標

・中山間地域の農地保全取組面積 R6 (目標設定時) 9,038ha ⇒ R11 (目標) 9,114ha

問い合わせ先

- 担当課：農村計画課 農村保全担当
- 電話：023-630-2218

【継続】やまがた多様な農地活用促進事業費

概要

○地域ぐるみの話し合いを通じた地域の荒廃農地の有効活用や、新規就農者や地域の担い手、荒廃農地の所有者が行う荒廃農地の再生・利用を総合的に支援

予算額（当初）：74,025千円

事業期間：令和5年度～

背景／課題

- 農業者の高齢化や担い手不足、土地持ち非農家の増加により荒廃農地の拡大が危惧されている
- 新規就農者が営農を開始するにあたって、優良農地の確保が難しい
- 農業者の高齢化や担い手不足の進行により、これまでどおりの営農を維持していくことが困難な農地が拡大しつつある

- 非農家や地域住民を含め、地域の話し合いを通じた地域ぐるみでの荒廃農地の発生防止のための取り組みが必要
- 新規就農者が荒廃農地を再生する際にかかる経済負担を軽減し、営農定着を推進する取り組みが必要
- これまでどおりの営農を維持していくことが困難な農地については労力やコストを抑えながら農地を保全していく取り組みが必要

事業内容

農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）

○最適土地利用総合事業

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取り組みを行いつつ、土地利用構想を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援

やまがた農地リフレッシュ&アクション事業

1 営農定着推進コース

荒廃農地の再生に係る伐採、伐根、障害物除去、深耕、整地等と再生後の農地への営農の定着に係る営農資機材等の調達、種苗、肥料の購入や作付け作業等を支援

2 粗放的利用推進コース

農地の管理コストの省力化のために行う景観作物や蜜源作物等の導入に向けた、荒廃農地の再生作業や種苗・肥料の購入等を支援

荒廃農地



地域の話合い



再生作業



再生作業後



事業スキーム

農山漁村振興交付金 （最適土地利用総合対策）

＜事業実施主体＞

市町村、農業委員会、JA、土地改良区、地域運営組織、地域協議会等

＜事業の流れ＞

国→県→市町村、地域協議会等

＜補助率＞

ソフト：定額（上限10,000千円/年）

ハード：5.5/10等（上限20,000千円/年）

やまがた農地 リフレッシュ&アクション事業

＜事業実施主体＞

新規就農者、地域計画に位置付けられた「農業を担う者」、荒廃農地の所有者

＜事業の流れ＞

県→市町村→新規就農者、地域の担い手等

＜補助率＞

県：1/4、市町村1/4

（市町村単独による補助率の上乗せ可）

事業目標

・中山間地域の農地保全取組面積 R6（目標設定時）9,038ha ⇒ R11（目標）9,114ha

問い合わせ先

- 担当課：農村計画課 農村保全担当
- 電話：023-630-2218

【継続】有害鳥獣被害防止対策推進事業費

概要

- 市町村協議会等が行う侵入防止柵の設置、パトロール及び緊急捕獲活動等への支援
- 鳥獣被害防止対策の指導者養成や、地域ぐるみで行う鳥獣被害対策への支援

予算額（当初）：213,701千円

事業期間：平成25年度～

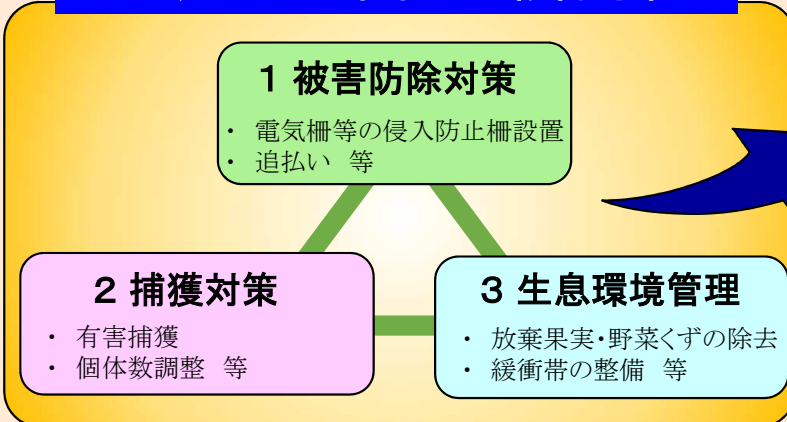
背景／課題

- ・イノシシ等の有害鳥獣による農作物被害は、直接的な被害のみならず農業者の営農意欲の低下等を通じて耕作放棄地の増加等をもたらすなど、農林水産業にとって深刻な問題となっている
- ・農作物被害金額は、平成16年度の約13億円をピークに年々減少傾向にあるものの、令和5年度は3年ぶりに前年度を上回る被害が生じており、依然として予断を許さない状況
（R5農作物被害金額
⇒約4億1200万円（前年比116%）
- ・鳥獣被害の軽減には、有害捕獲だけではなく、鳥獣を誘引する原因の除去、侵入防止柵の導入、緩衝帯の整備等を組み合わせた総合的な対策で取り組むことが重要

事業内容

- 市町村協議会等が鳥獣被害防止計画に基づき総合的・計画的に実施する地域の実情に応じた被害対策、及び農業者等が行う侵入防止柵設置を支援
- 3つの被害対策をバランスよく実施することが重要であることから、被害対策の専門家の指導のもと、イノシシ、クマ、サル、シカ等の被害対策として有効な「地域ぐるみの総合的な被害対策」を推進

地域ぐるみの総合的な被害対策



事業スキーム

1 被害防除対策（市町村の有害鳥獣被害対策への補助）

- (1) 市町村協議会活動への補助【**農林水産省交付金**】
 - ・鳥獣被害対策実施隊による見回り、追払い、捕獲等の実施
- (2) 侵入防止柵の設置への補助【**農林水産省交付金・県単補助**】

	補助率
交付金事業（国庫）	1/2（業者施工）又は10/10（自力施行）
推進事業（県単）	1/2（県1/4[上限10万円]、市町村1/4）

2 捕獲対策（市町村の捕獲対策への補助）

- (1) 実施隊による緊急捕獲への補助【**農林水産省交付金**】
 - ・捕獲頭数に応じて助成（定額）
- (2) イノシシの夏季捕獲に対する補助【**県単補助**】
 - ・農作物に被害を及ぼす夏季（4月～10月）にイノシシを捕獲した場合、(1)の助成に上乗せ（県1/2、市町村1/2）
成獣：8,000円/頭、幼獣1,000円/頭

獣種	助成単価
イノシシ（成獣）	7,000円/頭
イノシシ（幼獣）	1,000円/頭
サル、クマ（成獣）	8,000円/頭
小型獣	1,000円/頭
鳥	200円/頭

3 生息環境管理（地域が主体の被害対策への支援）

- (1) 地域が主体となった総合的対策への支援【**農林水産省交付金**】
 - ・各総合支庁でモデル地区選定、被害対策の専門家を派遣
- (2) 鳥獣被害対策指導者養成研修会の開催【**農林水産省交付金**】

事業目標

- ・鳥獣による農作物被害額 R 5（目標設定時）412百万円 ⇒ R10（目標）360百万円

問い合わせ先

- 担当課：農村計画課 農村づくり担当
- 電話：023-630-2218

